

# 地研通信

発行人 茂木 陽一  
 編集人 小西 啓文  
 発行所 三重短期大学地域問題  
 総合調査研究室  
 津市一身田中野157番地  
 〒514-0112 TEL(059)232-2341

題字 岡本祐次元学長

## 第29回地域問題研究交流会報告

三重短期大学地域問題総合調査研究室では、三重短期大学の教員・学生、行政の関係者、一般市民の方々に参加していただき、地域問題についての意見の交換を行う研究交流会を毎年度開催しております。本年度は「伊勢暴動から東海大一揆へ」というテーマで2004年12月18日(土)午後1時30分から午後4時30分に、三重短期大学大学ホール2階にて開催いたしました。参加者は約30名でした。

講演テーマ : 伊勢暴動から東海大一揆へ - 一揆認識をめぐる権力と民衆 -  
 講師 : 茂木 陽一 (地研室長、三重短期大学教授)  
 コメンテーター : 西川 洋 (三重大学教授)  
 司会 : 雨宮 照雄 (三重短期大学教授)

## 第29回地域問題研究交流会 「伊勢暴動から東海大一揆へ - 一揆認識をめぐる権力と民衆 -」

(司会)

さて、それでは定刻となりましたのでそろそろ始めたいと思います。今日はお休みのところ地研の研究交流会においでいただきまして、誠にありがとうございます。三重短期大学は津市立の短期大学ですので、今から20年前に地域問題総合調査研究室という研究組織を作りました。地域の抱える政治・経済・文化等様々な問題を研究して地域の課題にできるだけ応えていこう、それによって高等教育機関としての役割を果たしていこうというようなことを目的としたものですが、地研はその20年の歩みの中で様々な委託研究・共同研究・自主研究を行ってきました。ただ内部だけで研究しているのではなく研究成果を外にも公表し、外部で活躍されている方々と交流する中でさらに研究を進めていこうということで、研究交流会というのを開いております。今回で29回目になります。今回のテーマは「伊勢暴動から東海大一揆へ」と題しまして、本学の地域問題総合調査研究室長であります茂木陽一先生からお話を伺い、三重大学の西川洋先生からコメントをいただいて、フロアの方々と交えてさらに議論を深めていきたいというふうに思っております。

す。あらかじめタイムスケジュールを申しておきますと、茂木先生のご報告を一時間から一時間十五分くらい行っていただいて、その後西川先生から二十分ないし三十分コメントを頂いた後フロアからの質疑応答をして、遅くとも四時までにはこの会を終えたいと思っております。

それでは本日の講師の茂木先生についてご紹介申し上げます。茂木先生は先ほど申しましたように本学の地域問題総合研究室長ですが、三重短期大学の教授であります。専門は日本の近世近代史、特に近世から近代における百姓一揆や地租改正反対一揆、さらに明治地方制度の成立の研究などをされております。これまでに『明治建白書集成』の編さんや三重県・四日市市・勢和村などの自治体史なども手がけられて、特に津においては川喜田家文書の目録をまとめられ、津市教育委員会から刊行されております。それでは茂木先生、宜しくお願いいたします。

(茂木)  
はじめに

ご紹介にあずかりました茂木でございます。色々資料

もでございますので、座ったままで失礼させていただきます。お手元に両面刷りのレジュメが一枚、縦書きの資料、図表をまとめたもの、と3種類資料をお配りしてあると思います。あちこちとんで甚だ恐縮ですが、ご参照いただきながらお話をさせていただきたいと思います。

本日お話をさせていただく「伊勢暴動から東海大一揆へ」というのは、「言い方をこう変えようじゃないか」という提案を含めての話でございます。最近、早稲田大学の深谷克己先生が監修され私も執筆いたしました『百姓一揆事典』が民衆社から刊行されました。その中で、明治9年に三重県で発生した一揆の名称を「伊勢暴動」ではなく「東海大一揆」に変更するというので、その項目を書かせていただいております。なぜそうしなければならないかということ結論づけるためにお話をさせていただきたいと思います。

今から128年前のちょうど今日、12月18日の午後3時ごろ、松阪南郊榎田川下流の早馬瀬川原に近隣の農民数千人が屯集しまして、その後松阪・津へと進撃を開始して、百姓一揆が始まりました。本来ならば8年前の120周年の時にこの会を催すことができればよかったのですが、私どもの力が足らずなかなかそういうわけにはいきませんでした。従来、この明治9年（1876）の12月18日に始まった一揆は「伊勢暴動」というふうには呼び慣わされてまいりました。一揆が鎮圧された翌年の1月4日に出されました「減租の詔勅」、つまり地租の率を地価の3%から2.5%に変えるという減租の詔勅をかちとったということで、「竹槍でドンと突き出す二分五厘」という狂句とともに、この一揆については三重県近代史あるいは日本の近代史のエポックメーカーな歴史事象としてほとんどの歴史教科書に載せられております。したがって日本中の中学生や高校生が学んでいる事件でもあるわけ



です。

今年はまだ秩父事件から数えて120年目にあたる年でもあります。地元の埼玉県をはじめとして各地で秩父事件の顕彰集会が開催されており、神山征二郎監督の手による『草の乱』という映画も作成公開されました。三重県内でも津と鈴鹿で上映されておりますので、ご覧になった方も多いかと思います。

同じように、日本近代史において多くの人たちが学ぶこの二つの農民闘争の扱われ方は、言ってみれば天と地ほどにも違っているのではないかと思います。秩父事件のリーダーの一人田代栄介は、「自由自治元年」のスローガンとともに民衆の英雄として祭り上げられ、まさにその一揆の指導者として「義民」になっています。ところが東海大一揆で指導者として唯一死刑になった大塚源吉については、ほとんどの方が名前もご存知ない。誰に顕彰されることもない。その墓がどこにあるのか、生まれたところがどこにあるのか、それさえも判然としないわけです。別に、顕彰しなければならないというふうには思いませんが、その落差というのは私に大きな戸惑いを感じさせるものであります。

そういうことから言えば、三重県の人たちはこの一揆を誇りに思っていないのではないかと、あるいは、郷土の誇るべき歴史であるのにそれを十分に伝えきれていないのではないかと、ということになりますし、それは「伊勢暴動」という表現にも一因があるのではないとも思われます。例えば寛政年間に起こりました、津藩の寛政大一揆における町田友之丞のような義民顕彰が東海大一揆についてはされないのは、国家に抵抗した国賊が引き起こしたはた迷惑な「暴動事件」というような見方を、我々がまだ引きずっているからではないでしょうか。

報告の副題に「一揆認識にみる権力と民衆」と付けましたのは、以上のような地域史研究での扱われ方に比して、歴史教育の舞台では、うってかわって日本の人民が誇るべき歴史であるということを過剰に演出することによって、正しい歴史認識ができなくなっている部分があるのではないかと、ということについても提案をしたいからです。それは、この一揆のキャッチコピーになっている「竹槍でドンと突き出す二分五厘」という表現についての問題です。

以下お話ししていきますように、当時の民衆はこのような形では言っていなかったのではないかと、それどころか、県下の多くの民衆は一揆の後、逮捕・取調べ・拘禁を通じて沈黙を余儀なくされ、自信を失われ、自らを「暴民」として捉えることを強いられていたのではないかと、というように私は考えております。

そこで、一揆としての「伊勢暴動」を正しくとらえ直すための象徴的な作業として、この出来事を「東海大一揆」というふうには呼ぶことを提案したいわけです。それが本日の趣旨です。特に、三重県地域における資料の発掘や再構成をしようということではなく、東京や大阪あるいは全国各地で発行された新聞や雑誌のような文字メ

ディア、そしてまた錦絵等のような視覚メディアなどに表現された「東海大一揆」の姿を分析することを通じて、その課題に迫っていきたいと思っております。

今回資料収集をしてみても思ったことですが、この一揆に関する新聞や雑誌などのメディアの記事は非常に多くあります。「大新聞」と呼ばれる知識人を対象にした政論新聞から、「小新聞」と呼ばれる、庶民を対象にした日常の事件や風俗を取材対象にする風俗ネタ中心の新聞のようなものまで、どの媒体も明治9年12月から10年1月にいたるまでの二ヶ月ほどの期間は茨城と三重の一揆に関する記事でほとんど埋め尽くされております。一揆がこれほどに知識人から庶民に至るまで東京や大阪で関心を集めたのというのは、類例のないことです。

そのメディアの取り上げ方、一揆に対するスタンスは、明治10年1月4日の減租詔勅の出現以前と以後とで天と地ほどに変化いたします。その変化は、権力と民衆の一揆認識に大きな枠をはめることとなります。その枠こそが暴動史観なのです。一揆を暴動と捉え、その正当性を認めることを拒否して、一揆としては最高の到達点にあったこの東海大一揆の意義を闇に封じ込めた、とさえ言えるのではないかというふうに思います。それを明らかにしていこうというわけです。

#### 東海大一揆とは何か

「東海大一揆とは何か」ということを考察していくための前提として三つのことを確認しておきたいと思えます。

第一は、伊勢「暴動」と呼び慣わされておりますが、これは「百姓一揆」あるいは「農民一揆」です。「一揆」なのです。江戸期の一揆や明治6年に西日本を中心に展開した新政反対一揆などの一連の一揆と比較した時に、それまでの一揆の限界を突破した、一揆の最終到達点ともいべき意味を持つ一揆なのだ、ということを確認したいわけです。第二は、この一揆があったればこそ明治10年1月の減租の詔勅は出された。そして地租を3%から2.5%に下げることと並んで、民費の減額も含めれば全体で25%の減税が為されたということです。そのような大きな出来事が、この一揆があったればこそ可能であったのだということです。第三は、この一揆と減租の結果として、我が国に議会政治と近代的地方自治が導入されたということです。言葉を換えて言えば、この一揆が日本の近代国家の枠組みを作り出すきっかけとなった、ということを確認したいと思えます。

#### 1 東海大一揆の経過と特徴

一揆が最初に起こったのは櫛田川の下流の早馬瀬河原のところでした。鎮圧に赴いた警官隊との小競り合いの後、集結した農民は松阪に向けて進撃をします。さらに一部は津の県庁攻撃に向かいます。これが12月18日から19日にかけてのことです。津の県庁攻撃に失敗した一揆勢は、津を迂回して進んで東海道沿いに四日市を襲撃し、さら

に桑名へ進んでいきます。そして一部は長島を越えて愛知県の前ヶ須に上陸し、そこから津島方面に展開していききました。愛知県の民衆もこの一揆に参加してくるわけです。さらに一部は桑名から岐阜県南濃地域へ進んでいききました。岐阜県においても一揆が展開していくわけです。

一揆が、特に明治期の一揆が県境を越えて他県に拡がっていくというのは、大きなものとして私が確認したのは三つしかありません。一つは明治5年に新潟県で起こった分水騒動と言われるものであり、もう一つは明治4年に飾磨県と生野県にまたがって起こったいわゆる解放令反対一揆と呼ばれるものです。実はこの一揆をよく見てみますと、二つの一揆から構成されています。しかしこの東海大一揆は、明らかに三重県で展開した一揆が愛知県や岐阜県へと拡大していった、つまり県境を越えて展開していったほとんど唯一の一揆なのです。しかもその一揆の原因は、当時明治政府が最も中心的な国家的課題としていた「地租改正」に関わる要求を実現するためのものです。

当初は、地租改正がまだ完了していない旧度会県域において、貢納石代値段の引き下げを主たる要求として一揆が起こりますが、既に地租改正が完了して新地租による徴収が始まっていた旧三重県域においては、地租改正そのものを否定する一揆として展開していくことになります。つまり、南の方の地域では貢納石代値段の引き下げのために村民や戸長も含めた惣百姓一揆のような形で展開しているのですが、北の方では、用掛や戸長や区長といった存在は攻撃の対象になっており、明らかに新政反対一揆としての性格を持っております。

つまり、東海大一揆が展開していく中で、惣百姓一揆から新政反対一揆へというような発展を示している。それがさらに新政反対一揆でも越えられなかった県境を越えて、名古屋、あるいはその先にある東京へという方向を目指した一揆になっているわけです。

この一揆の、南と北が大きく違っている状況は、図表をご覧くださいとわかると思えます。これは、一揆によって被害を受けた建物等を地図上に落とししたものです。一志郡より南が旧度会県域、安濃郡より北が旧三重県域です。今お話しましたように、南の方では打毀被害が松阪や山田等の都市部に集中しております。農村部ではほとんどそういった被害が無いわけです。つまり、全農民が結集して県に対して要求を通そうとするという形態をとっています。ところが北の方へ行くと、ぎっしりと被害が出ております。全ての村の用掛が保管している書類を焼き捨てる、あるいは区長の役宅や官の名前が付く建物であれば全て破毀・焼亡の対象になるという、そのような違いを示しております。これは、南の方では江戸時代型の惣百姓一揆的であるし、北の方では明治6年の新政反対一揆的であるということを示す一つのデータです。新政反対一揆で越えられなかった、県境を越えるというのは、別に三重県と愛知県だけで行うということではありません

ん。愛知県へ展開するという事は、その先の静岡県へ展開し東京まで行くという可能性があるということです。あるいはそういう方向性を持った一揆であるということです。明治6年、新政反対一揆のほとんどが県庁を目指していました。県庁に自分たちの要求をつきつけるということですが、この東海大一揆は県庁攻撃に失敗した後、名古屋・東京をターゲットにして一揆を起こしていったわけです。そこに江戸時代や明治初期の一揆と比べたときの大きな違いがあるわけです。

## 2 一揆とは何か

もともと江戸時代の百姓一揆というのは、決して政治権力を奪取しようという革命闘争ではございません。階級闘争ではあるけれども、基本的には百姓たちの要求を領主につきつけていくものです。最初は合法的な訴願を行い、それでも聞き入れられなければ強訴を行います。そしてその強訴を領主が聞き入れ、頭取が処罰される一方で百姓たちの要求の一部は認められる、という形で百姓は領主のご恩、お救いを受けるのです。したがって百姓はその領主の支配を受け入れています。こういう恩顧とお救いの関係にあるわけです。

つまり百姓一揆というものは、江戸時代の政治秩序や身分間の支配秩序を維持するための一つのシステムでもあったわけです。そういう意味では、高度経済成長期の春闘とかなり似通っているところがありますね。労働者がストライキをやる、それに対して経営側がストライキの先頭に立った何がしかの組合幹部を処罰する、だけれども賃上げには若干の形で応じていく。そういう形で、支配も維持されるし、一方で支配される側の労働者の生活もある程度の改善をみていく、それによって社会の秩序も維持されていく。そういう関係にあるわけです。したがって江戸時代の百姓一揆というのは、一方では頭取に厳しい処罰が加えられるけれども、ほとんどの百姓は処罰されません。何万人もが参加した一揆で、十名や二十名は処罰されても何万人という百姓たちは基本的にはお咎め無しなのです。だからこそ、人々のために立ち上がった処刑された頭取が「義民」として人々に顕彰されることになっていくわけです。

ところがそのような百姓一揆をめぐる状況というのは、明治4年の廃藩置県以降がらりと変わります。廃藩置県によって、明治政府は中央集権化政策を徹底して進めていくこととなります。そうすると、一揆が起こって県庁に対し「年貢をまけてくれ」という要求をしたとしても、県庁にはそれを認める権限がありません。あくまでも中央政府の出先機関ですから、年貢をまけようとするれば、県が大蔵省にお伺いを立てて「まけてもよろしいですか」という許可を得なければならぬわけです。もちろん大蔵省はそんな許可は出しません。したがって廃藩置県以降の百姓一揆というのは、県庁を襲撃し強訴を行い、県官はその場逃れの一時的な便法として年貢の減免を約束します。しかし警察や軍隊の力で一揆を鎮圧し

た後その約束を反故にする、こういうことの繰り返しでした。

つまり中央集権国家化することによって、江戸時代的な一揆による恩顧とお救いのシステムは崩れてしまったわけです。百姓たちは自分たちの要求を実現していくための新しい政治秩序をまだ作れていない。しかも古い政治秩序は崩れてしまった。江戸時代は領主個々に年貢決定権がありましたが、明治になって廃藩置県などでそれらは無くなってしまふわけですね。その中央集権化していく国家体制に民衆の側の対応が出来きれていない、というのが明治6年前後の状況でありました。そういう中で百姓一揆が起こると、政府はそれを徹底的に弾圧して一揆絶滅体制をとっていくこととなります。特に、明治初期の刑法典である「新律綱領」やそれを改定して「改定律例」を出す中で、江戸時代には一揆に参加しても基本的にはお咎め無しだった百姓たちが、全て「お咎め有り」に変わってしまいます。

例えば北条県で明治6年に起こった百姓一揆では、二万名を超える罰金刑の処罰者が出ます。贖罪金が2円22銭ですから、だいたい米一俵分くらいの罰金を払わなければならなかった。同じ年に福岡県で起こった筑前竹槍一揆では6万人を超える罰金刑の処罰者を出しております。つまり、一揆に参加した者は残らず処罰するのだという体制を作っていたわけですね。さらに即決処分、つまり一揆の首謀者だと県令が認定した者は裁判無しにその場で死刑にする、ということも認められています。明治7年から8年は、そういった一揆絶滅体制が作られる中で、民衆の「一揆」という形での政府への抗議行動は息を潜めていたわけです。それが明治9年12月という段階になって、それまで日本の人々が経験したことのないような非常に広い範囲にわたって、また非常に多くの人々が参加する、史上空前の規模を持つ大一揆が発生するわけでありました。しかもこの一揆の結果として、先ほども言ったように年貢が4分の1減免されるわけです。

まさに江戸時代的な順序が成り立っています。一揆を起こす、それによって、民衆の要求に対して権力の側がある程度歩み寄る。しかし一揆の首謀者に対しては厳しい処罰をする。大塚源吉を含め一揆の頭取と目された者たちは死刑や終身刑などになります。しかし、参加した農民たち5万名余りには呵責処分、つまり「きつとお叱り」が下されただけです。江戸時代の百姓一揆の参加者に対する処分と同じやり方で行われたわけです。罰金を取られるわけでもないし牢獄に入れられるわけでもないのです。まさに、この一揆は明治9年から10年にかけて国家的な規模で江戸時代の百姓一揆を発展させ再現させていった、と言うことが出来るわけです。しかしそれはこれ一回限りでした。これ以降の一揆は、どんなに規模が大きくとも、例えば秩父事件のように規模が大きくても、参加者は徹底的な処罰を受けておりますし、年貢をまけるということでもありませんでした。

そういう意味では、最初の日本全国規模の、国家と対

峙した、そして江戸時代以来の恩頼のシステムを作動させた最後の百姓一揆であったというふうに見て良いわけです。

### 3 減租詔勅と東海大一揆

次にそのことに関わって、明治10年1月の減租の詔勅というのがこの一揆の結果生じたのかどうかということについてですが、福島正夫さんは『地租改正の研究』の中でこの減租の詔勅が出される過程について、松方正義の書簡や前島密の自伝などに基づいて次のような理解を示されておりす。

大久保利通は、明治9年中に全国的に完了する予定であった地租改正がなかなか進行せず、全国各地で地租改正反対の動きが広まる中で、ある種の焦りを感じていました。鹿児島には主旧派士族の頭目としての西郷がいます。さらに、急進的な改革を主張する木戸孝允は大久保に反対して内閣顧問を辞職してしまったので、明治9年の末に政府内部で維新の大立て者としては大久保ただ独りがいて、彼が政府内での全責任を負う形になっていました。そういう孤立感の中で、なんととしても国家的事業である地租改正と秩禄処分を進めなければなりません。

そのため11月末に茨城県で地租改正に反対する一揆が発生した時に、大久保は減租という緊急措置を決意しました。しかし、日ならずして茨城一揆が鎮定されたために、その減租案は棚上げになってしまいます。ところが茨城一揆鎮圧にすぐ続いて東海大一揆が発生し、しかも三重県だけでなく愛知・岐阜へと拡大していく様相を呈したのを見て、大久保はついに減租を決意します。自ら減租案を作成して前島密に建議文を作成させます。12月22日にこの一揆は鎮圧されますが、12月27日には建議案を三条実美太政大臣に提出します。そして、多くの反対を押し切って12月31日の朝に緊急閣議を開催しました。地租の減額を、当初は地価の2%にしていたのを2.5%に改めた上で決定し、1月4日に緊急公布されました。

まさに、この東海大一揆が起こって拡大していく中で、大久保は地租の減額を余儀なくさせられています。通常これだけ重大な問題を決定するには何ヶ月も何年もかかるようなところを、数日の間にやらなければなりません。それだけこの一揆の与えた衝撃というのは大きかったのです。そういう意味で、減租をためらう政府部内の者たちの背中を「ドンと押して」やった一揆だということは、まさに正鵠を得ているのです。

このように、一揆が政府の減租案を作り出したのだということは、その後高橋裕文先生や安藤哲先生等様々な方が詳細な研究を重ねられて、今日ではほぼ完全に定説になっていると言って良いと思います。こういうふうには、減租の詔勅をもたらした直接の原因が東海大一揆だったわけでありすから、「竹槍」で大久保の背中が「突き出」されたと言って良いわけなのです。

そして、この減租によって国庫歳入が凡そ800万円減

少するという見込みがされています。当時の政府の財政規模を見ると、明治8年度の租税収入が5920万円であるのに対し明治9年度の租税収入は5170万円、明治10年度は4800万円と、それぞれ700万円・1000万円を越す歳入減になっております。この時期の明治政府の租税収入の8割以上が地租ですから、政府歳入に対する打撃は当然非常にはげしかったわけです。この歳入減は、直ちに、それに続く中央省庁の行政改革による歳出抑制を余儀なくします。例えば、教部省が廃止されて文部省に統合されました。また各省の中にあつた省並みの権限を持った「寮」と呼ばれる部局が廃止されて全部局にされる。そういった行政改革を行って官僚が大量にクビになる、こういうことがあるわけです。

しかし歳入減の影響は中央政府の行政改革に止まらず、わが国の地方制度改革に繋がっていくこととなります。多くの論者があまり指摘しないことですが、私は、近代日本の地方制度の形成過程と「東海大一揆」が密接に関連しているということを確認しておく必要があるのではないかと思います。

### 4 近代地方自治と東海大一揆

我が国の近代地方制度の始まりは、一般に明治4年の戸籍法の制定公布に求められます。戸籍法が制定されて、それを実施するため全国に戸長という役職が置かれます。そしてその戸長が、地方行政の末端を担う行政吏として、明治5年に江戸時代以来の庄屋や名主に取って代わります。庄屋や名主を廃止して全て戸長に置き換えるという命令が出されるわけです。以降その戸長を軸にした行政区画の編成が、大区小区制という形で、各府県で色々なバリエーションを伴いながら進められていきます。そのような行政区画というのは、中央政府を一番上に置き、その下に府県を置き、府県の下に大区を置き、大区の下に小区を置く、言ってみれば中央集権的な行政体制が次第に形成されていったわけです。ただ、江戸時代以来の地方分権的な状況が残っているから、なかなかそれが進んでいかなかったわけです。

明治9年に政府は、「郡郷・市街」制構想というのを出します。大区小区に替わって、府県の下に郡と市というのを置きます。つまり大きな都市は市にして農村部は郡にする。そして郡の下には郷、市の下には街という行政単位を置くのです。これが郡郷・市街制です。大区が郡に、小区が郷になったような形です。これを行政単位として設定します。したがって、旧来からの町村というものの行政的な権能が大幅に削減されます。しかしこの明治9年の郡郷・市街制構想というのは結局実現いたしません。

その後、東海大一揆が起こり減租の詔勅が出されるわけですね。この減租の詔勅の結果、国家歳入が減っただけでなく、地方の歳入である民費も地租の5分の1に制限されることとなります。府県が地方行政を進めていくための財源もまた大幅に制限されていくことになるわけで

す。そうすると、なんとかしてその財源を別の形で求めなければならないという要請が出てきます。

その一方で、中央集権的な行政統制を進めていくという構想はさらに進んでいきます。明治10年、画一的な大区小区制案が内務省によって構想され正院に提出されます。これはどういうものかという、日本全国を府県に分け、その府県の下を一律に大区に分ける、つまり郡というものを無くしてしまう、そして大区の下を小区に分ける。その府県・大区・小区を行政単位にし、そこに中央に任命された行政吏を置く、というまさに完全な中央集権体制を作る仕組みです。安濃郡とか一志郡とかいう、それ以前からの伝統的な呼称ではなく、三重県第一大区・三重県第二大区というようなことを、三重県だけでなく全国一律に同じにしていこうという構想が出されています。つまり、明治政府はそういう形で、中央集権化を一つの基軸にして推し進めていったわけです。

ところがその一方で、各地方庁が行政を実施していくための財源が、この一揆の結果大幅に削減されざるを得ませんでした。その財源をどこに求めるかということで、新しい構想が出てきます。中央政府の財源である「租税」と各府県単位の財源である「民費」を分け、後者を地方税という税目にした上で、行政支出の中の主要部分を占めていた学校費などの経費を、公的な支出ではなく民間の「自主的な支出」という体裁で、租税や民費の埒外に置くという構想、「町村協議費」というものを導入するという構想を出してくるわけです。これが明治11年に出された大久保上申書の内容です。

大久保上申書を基にして、明治11年に「郡区町村編制法」「地方税規則」「府県会規則」という三つの法律が出されます。これらを合わせて「三新法」と言っております。この三新法体制の眼目は、地方税規則によってそれまでの民費財源を府県のものとするということです。そしてそれまで各村単位や小学校費などに使われていた財源は、そこから切り離し、民間が「勝手に」金を出してやっているという形にするわけです。それが町村協議費です。しかし実際には学校は政府や府県によって命令されて作るわけですが、その財源は民間が自主的に確保するというフィクションを作るわけです。

そういうフィクションを作る上で、町や村などのそれ以前からの自治組織を復活させなければならなかったのです。またそういった民間の税負担に対する納得を得るために、「府県会」という形での議会を開設しなければならなくなりました。つまり、それまであった中央集権的な方向というのは財源問題をきっかけにして大幅に変更され、それまで中央集権的な大区小区制の中で埋没し、その存在を消滅させられかけていた町や村というものが、再び自治体として復帰してきます。さらに、議会という形での民意を行政に反映させていくシステムが、ここに生み出されてきたということになります。

そういう意味で言えば、日本の近代的な地方自治を特徴付ける主要な要素は、「風が吹けば桶屋が儲かる」み

たいな話かと思われるかもしれないけれども、この東海大一揆によってもたらされた減租の詔勅によって近代の国家の枠組みというものが出来上がってきたのだ、というふうに見ていいのではないかと考えております。

このあたりを確認した上で、次に「歴史研究と歴史教育における一揆と減租の扱われ方」というところをお話させていただきたいと思っております。

#### 歴史研究と歴史教育における一揆と減租の扱われ方 1 三重県地域史研究に見る「竹槍」と「伊勢暴動」

まず三重県地域史研究の中で何を問題にしたいのかという、「竹槍でドンと突き出す二分五厘」という、この一揆を象徴する表現です。これについて少し考えてみたいと思っております。三重県の中でおそらく一番多く使われている、大阪書籍発行の『中学社会 歴史的分野』の教科書を見てみますと、「地租改正反対一揆の結果、民衆はその成果を「竹槍でドンと突き出す二分五厘」と歌った」と書いてあります。東海大一揆を示す錦絵も載せられております。これは教科書に書かれるときの一つのパターンです。この二つのいずれもが、詳しく検討していくと問題がありそうだということを、ここで話したいと思っております。

まず、「竹槍でドンと突き出す二分五厘」と書いてある。私もかつて色々な所でこの一揆を描いたときに最後の締めとして「減租の結果、民衆は『竹槍でドンと突き出す二分五厘』と歌った」と書いてきたわけです。歴史教育の場でもやはり、民衆の力を政府が受け入れた、民衆というのは歴史を動かしていくものだ、といった話をする時に極めて適切です。ところが、3年前程前歴教協の三重県大会に呼ばれた際に、「『竹槍でドンと突き出す二分五厘』の典拠は何ですか」と聞かれ、その時は「確か当時の新聞にあります」と答えました。しかし気になってその後調べてみたところ、どこにも無かったのです。

みなさんのお手元にも一覧表をお配りしていますが、この表は、「竹槍で…」という表現が三重県地域史研究の中でどういう時期にどのように書かれているのか、ということを一覧にしたものです。2000年頃から遡っていきますと、ずっと「竹槍でドンと突き出す二分五厘」が続きますが、1972年に大西源吉さんが書かれた『松阪の歴史』の中に「竹やりでちょっと突き出す二分五厘」という記述があります。これは実は1949年に出されたものの再発行なので、かなり古いわけです。私が調べた限りでは、「竹槍でドンと突き出す二分五厘」という記述は、1961年まで遡ります。三重県教職員組合が発行した非常に優れた地方史研究の手引き、『三重県地方史研究備要』の中に、大林先生が「竹槍でドンと突き出す二分五厘」というのを書かれています。その前は無かったのです。

しかしコメンテーターをされる西川先生に先程教えていただいたことによれば、1954年に和崎皓三さんという方によって書かれた、三重県農業史についての論文に載っていたそうです。これが、今のところ一番古いものと

ということです。それ以前はやはり「ちょいと突き出す二分五厘」です。つまり戦前の、例えば『鈴鹿郡野史』などに「ちょっと突き出す二分五厘」と書いてあります。その前の、明治時代の当時の人々は何と言っていたのかということを知りたいので、新聞などで調べても、「ドンと突き出す二分五厘」は出てこないのです。もしかしたら何処かに有るのかもしれないけれども、私は今のところ発見できていないのです。見つけたのは、今日の主題の一つであります『東京日々新聞』が「竹槍でちょいと突き出す二分五厘」ということを記事にしてある、それから『朝野新聞』が「竹やりの先キがあたつた二分五厘」としている。これが一番最初です。その一ヵ月後ぐらいに「竹槍ノ先ガ尖リテ二分五厘」というふうになっていますが、先が当たったか尖ったかちょいとか、いずれにしても「ドンと」は出てこなかったわけです。

ところが1954年あるいは1961年に「ドンと」と記した出版物が出て、その後「ちょいと」と「ドンと」の並行時代を経て、今は全部「ドンと」です。「ドンと」と書かれる方はどなたも出典を明らかにしていません。"当時の人々は言った"とありますが、誰がどこでどう言ったかは分かりません。ということは、実は当時の人々は「ドンと突き出す二分五厘」と言って民衆の力を褒め称えていなかったのではないかということになります。では、東海大一揆は当時の人々にどのようなものとして見られていたのか、ということになるわけです。

さらにもう一つ、「伊勢暴動」という言い方が一体いつから始まったのか。一揆の展開の中でも見たように、伊勢だけで起こっているわけではありません。伊賀でも起こっています。尾張でも起こっています。美濃でも起こっています。奈良県の一部にも行っていますから、大和でも起こっているわけです。それなのにどうして「伊勢暴動」と言うのか。「三重県暴動」ならまだしも話がわからないでもない。だけれども愛知でも岐阜でも起こっているのではないかと。そういうことで、果たして最初から「伊勢暴動」だったのかどうか調べてみました。資料を見ていきますと、結構早く大正年間頃から「伊勢暴動」となっています。それまでは「伊勢農民暴動」・「伊勢騒動」・「明治9年の農民暴動」などという言い方が出てきます。それが大正年間から「伊勢暴動」という言い方が始まって、1934年に『伊勢暴動顛末記』というのが三重県内務部から出されます。それ以降は「伊勢暴動」という言い方にほぼ統一されています。ですから、最初から「伊勢暴動」と言っていたわけでは無いけれど、やはりこの言い方自体も地域史研究の中で作り出され定着していったということが言えるわけです。

## 2 愛知県・岐阜県地域史研究に見る東海大一揆

一揆は伊勢だけではなく、岐阜県でも愛知県でも起こっています。それならば「愛知暴動」とかあるいは「岐阜暴動」とか言ってもよさそうなものですよ。そちらの状況を資料で確認しますと、やはりこちらも「伊勢暴



動」となっています。「伊勢騒動」という言い方をすることもありますが、ほとんどが「伊勢暴動」です。愛知で起ころうが岐阜で起ころうが「伊勢暴動」です。三重県の地域史研究の中で「伊勢暴動」という言い方が定着し、それが愛知や岐阜の人々、あるいは研究者の中にも動かしがたい固定概念として成立してしまっている、というふうには言えるのではないのでしょうか。

しかし「暴動」ということになると、「一揆」という言い方とはやはりニュアンスが違ってきます。明治初年の新聞報道を見てみると、「暴動」も「一揆」もほとんど同じ意味で使っているのが混在していることもありますが、新聞の論調を見てみると「暴動」と書いている新聞は大体「暴徒」とセットになっています。暴徒が暴動を起こしていると解されているのです。そこでは、正当性という観念は非常に希薄です。"民衆の止むに止まれぬ正当な行為として起こった"というふうに見させないための表現が、「暴動」であり「暴徒」なのです。そうすると、先ほど確認した東海大一揆の三つの特質を考えれば、これを暴動という風に言うことは適切なのかどうかという疑問が生じます。実は私も、これまで書いた論文で何回も「伊勢暴動」と書いております。ですから自分に対する批判でもあるわけです。「伊勢暴動」という言い方が定着してしまったから今更変えられないと思って書いたのですが、変えられないではなくて変えるべきではないかと思うのです。そのことを特に痛切に感じるのは、地域史研究と歴史教育の中に見るねじれの存在ゆえであります。

## 3 歴史教育の中での東海大一揆

次に中学校や高校の歴史の教科書の中に、「竹槍でドンと突き出す二分五厘」、「伊勢暴動」等の言い方がいつ頃からどのように導入されてきたのか、ということを見てみます。目黒の国立教育政策研究所で丹念に教科書を調べてみたところ、1987年に大阪書籍の『中学社会 歴史的分野』の193頁に初めて「竹槍でドンと突き出す...」というのが載っています。その後だんだんと増え、現在では清水書院や帝国書院、山川出版社の歴史教科書等に

も「ドンと突き出す…」という表現がされております。さらに、1995年国書刊行会発行の『高等学校最新日本史』という教科書にも、「竹槍でドンと突き出す二分五厘」というのが書かれております。

そして、歴史教科書のほとんどは「地租改正反対一揆」「三重県一揆」「百姓一揆」という表現をしています。「暴動」という表現をしているものはほとんど無かったので。しかし最近になってまた、「伊勢暴動とも言われている」というような表現も出始めています。このように、「ドンと突き出す…」にしても「伊勢暴動」にしても、問題のある表現だとは思いますがこれは現在も増殖を続けているということが言えるのではないかと思うわけです。先ほど見た東海大一揆の意義からすれば、やはりこれを一揆としてとらえる教科書の表現の方が、より適切ではないかと思えます。私が提唱したい「東海大一揆」という言い方をしている教科書が一冊だけございました。ただそれは全然広まらず、次の改訂からは別の表現になってしまいました。しかし、歴史教育の場で民衆の力を学生に教えていこうとする時には、やはり「一揆」という表現がより適切だと思われることが分かるのではないかと思えます。そうするとやはり、地域史研究における暴動と歴史研究における一揆とのねじれというものを感ず、また逆に歴史教育においては「ドンと突き出す…」というものを過剰に評価しすぎているというふうにも思えるわけです。

#### 明治初年の新聞記事に見る一揆と減租

さて、そういった現状での我々のこの一揆に対する認識の状況を見た上で、では明治9年、10年当時の人たちがこの一揆をどう見ていたのか、という話になるわけです。

まず、明治9年、10年頃に発行されておりました新聞のうち、例えば郵便報知新聞とか横浜毎日新聞・朝野新聞・東京曙新聞・東京日々新聞、これらの新聞は大新聞と呼ばれている新聞です。わりと判型が大きいので大新聞ですが、その他に社説という形で政論記事が載っています。つまり、今日の新聞で言えば、政治面・経済面中心の新聞ということになるかと思えます。



それに対して、小新聞と呼ばれる新聞があります。小新聞としては、東京絵入新聞とか読売新聞というものが代表的です。読売新聞と郵便報知新聞の関係は今と逆になっております。報知新聞が今はスポーツ紙で、読売新聞が政論新聞ですが、昔は郵便報知新聞の方が政論新聞で、読売新聞は社会ネタ中心だったわけです。東京絵入新聞は挿絵が入っていて、漢字には全部ルビが振ってあります。つまり一般庶民でも楽に読めます。したがって当然取り上げる対象も政治ネタ・経済ネタは少なく、社会ネタを中心に書かれています。それらの新聞にこの一揆報道が出てくるわけです。大新聞にも出てくるし、小新聞にも出てきます。

#### 1 大新聞に見る一揆と減租

まずは、大新聞に見る一揆報道というのはどういうものなのかということを見たいと思います。一揆情報というのは、政府が記者会見をして公式に発表するというものではありません。したがって各新聞社が得る情報というのは現地からの情報によります。現在のように支局制度があるわけではないので、新聞の読者がその新聞社に対して手紙や電報で大事件を知らせてくれるのです。そういう情報が一番早いわけです。それから、現地の新聞からの情報があります。東京の大新聞が記事にする情報源として愛知新聞や愛岐日報があります。その新聞を東京の新聞社が入手して、記事をもう一回引き写す、そういうやり方をするわけです。

そういう色々な情報は、まとまって入ってくるわけはありません。一揆発生直後に入ってくる情報もあれば一揆が終わったときに一時に色々な種類の情報が入ってくるということもあるわけです。一揆の最中は、電信局も破壊されますし郵便局も破壊されます。したがって三重県内からの情報は全然入ってこないわけです。その周辺から入ってくる情報を得るわけです。

東京の新聞で三重県の一揆が報道され始めるのはだいたい12月22日位からです。つまりほとんど一揆が終わった頃から報道されるわけです。その時には、電報の情報も入ってくれば地元新聞の情報も入ってくるし、手紙の情報も入ってくるわけです。色々な情報が早い、遅い、詳しい、粗雑と混ざって入って来てそれを取捨選択して一揆の報道をするので、当然その記事には、記者の一揆観とかスタンスというものが反映されることとなります。例えば、こういう情報の中で一番早い情報として、三重県庁が内務省に対して出した電信情報があります。12月19日の午後8時頃に、三重県庁からの電信情報が内務省に対して出されます。一揆の第一報です。「ホンゲツ、ジウハチニチ、ヤハンゴロヨリ、カンカ、イセノクニ、イイノコホリ、トヨハラムラ、ジンミン、グンシウ、ライライ、リンクニジウヨソソニオヨブ...」、こういう電報が入ってきます。これは内務省宛てですが、この電報情報は、内務省の役人によって出入りの新聞記者に漏らされます。そしてそれを基にして記事を作るわけです。



この「ニジウヨソ」というのは、おそらく本来の意味は"二十余りの村"という意味ですが、"二十四か村"というふうにとって、新聞には一斉に「二十四か村」と書かれるという事態になっています。

こういう電信情報や愛知新聞のような地元新聞情報などを取り混ぜて、大新聞が一揆に対してどういうイメージを作っていたかと言いますと、一揆発生原因についてはどちらかといえば同情的な論調が、明治9年12月までは中心になっています。つまり、地租改正の進行に伴って石代値段が大幅に変動して、それで農民が苦しんで、要求を一揆という形で出したのだ、といった理解を示しているわけです。だけれども暴動はいけない、というような論調ですね。

そういう論調の中で、明治10年の1月4日を迎えるわけです。そこで、一揆の結果として減租の詔勅が出るわけですが、ところが減租の詔勅が出ると、一変して大新聞の論調は民衆に対して同情的なところから、逆に政府の恩恵を強調する方向へ変わっていきます。

先ほど見たように、「竹槍でドンと突き出す二分五厘」というのは、1950年代以降になって作り出されたものだと思うのですけれども、一番早い「竹槍」についての狂句というのは、朝野新聞の記事にあります。「或る新聞に、竹やりの先きがあたつた二分五厘、といふのがあると聞きました」と書いてありますから、朝野新聞でない新聞が書いた可能性はありますが、今のところいくら探しても見つからないのでこれが最初の例ということになります。その朝野新聞の翌月の2月18日号に、澤恐山というおそらく青森県の人が「机上ニアリシ新聞ヲ見テ、竹槍ノ一挙殊ニ感嘆セラレ」と書いています。竹槍というのがぱっと目に留まって、連句というのでしょうか、上の句をお題に出して下の句を連ねていくということをやったのです。最初の上の句のお題「竹槍ノ先ガ尖リテ二分五厘」に対して、メンバーのそれぞれが下の句を付けます。

竹槍ノ先ガ尖リテ二分五厘 - タチマチ妙ノキキシ御療治

竹槍ノ先ガ尖リテ二分五厘 - 余所ノ目カラモ痛ク三重県

竹槍ノ先ガ尖リテ二分五厘 - 美濃尾張トモ知ラヌ暴徒等

竹槍ノ先ガ尖リテ二分五厘 - 突キモツキタリ 止メトメタリ

竹槍ノ先ガ尖リテ二分五厘 - 強キイタミモノキ賦税ナリ

このように、減租のことをうたっています。こういう形で朝野新聞の中で竹槍のことが述べられているのです。

また、東京日々新聞もやはり竹槍のことを書いています。

「現時何某ノ滑稽者流ガ『竹槍でちょっと突き出す二分五厘』ト云ヒシ恢諧」と記しています。

これは怪しげな俳諧という意味なのでしょうが、そう

いうものと「何ゾ異ナランヤ」と書いてあります。ここに出てくるのが「ちょっと突き出す」ですが、この東京日々新聞の記事は、決して民衆の力で減租の詔勅が出されたという趣旨で書かれているわけではありません。ここでは、「減租の原因が農民の一揆にある」という考え方を批判しているのです。「ちょっと突き出す二分五厘」と言う者がいるがとんでもない話だ、と言っているのです。恢諧であっても、「竹槍でちょっと突き出す二分五厘」という表現は農民一揆の力を認める立場で、そういう立場は某の滑稽者流がやっていることであって、我々とは違うのだということを述べているわけです。

この記事全体は、この一揆と減租の関係について述べた郵便報知新聞の記事に対する批判として出されているものです。郵便報知新聞が明治10年1月20日の社説で「改革論」というのをを出しております。その中でこういうことを述べています。

「農民窮途ニ困迫シテ止ムヲ得ス竹槍ヲ執リ蓆旗ヲ携工暴拳ニ出ラルーニシテ止ラサルヲ以テ政府ハ此乱民ノ暴拳ヲ見テ特ニ之ヲ憂慮シテ請ウ民ノ乱ヲ為ス実ニ悪ム可シト雖モ或ハ疾苦ノアルアリテココニ至ラシムルノ原由トナルニ非スヤト」

「若シカノ改革ヲシテ農民ノ事情ヲ酌量シ其疾苦ヲモッテ政府ノ病苦トスルノ主義ニ在ラシメバ政府ハ即チ農民ノ疾苦モ刺衝セラレ大ニ奮発スル所アリテコノ改革ヲ挙行セルナリ。」

「然ラバ農民ハ直接ニ此改革ヲ助成セズト雖モ間接ニ之レガ原由トナリシナリ。」

つまり、農民が直接減租を行ったわけではないけれども、農民の一揆があったから減租があったのだ、間接的な影響があったのだ、というわけです。

その上で「建国以来二千余年ノ間農民ノ意想ヲ俄然政務ノ上ニ写影スルスノ如キヲ見ザルナリ」とし、日本国が始まって二千年間、農民の要求で政治が動いたことはなかったのだ、これが初めてなのだ、と書いてあるわけです。

こういう記事に対して日々新聞は批判しているわけですが、何を馬鹿なことを言っているのだ、と。政府が農民の一揆に押されて減税をするということがあるわけがないではないか、という趣旨で書かれているのです。実は東京日々新聞のそのような立場というのは、郵便報知を除けば、当時の新聞の一般的な立場であったわけです。東京曙新聞には12月までの一揆報道の中では、百姓が苦しんで一揆を起しているのだ、というような論調でした。だから、暴動はいけないけれども同情できる余地があるとされています。しかし、減租の詔勅が出て、東京日々と郵便報知のこのような議論が起きている状況の中で、例えば東京曙新聞は一転して社説として東京日々と同じ立場を展開します。

「世ノ妄測ヲ逞シウスル者ハ斯ノ聖勅ノ各処ノ人民貢租ニ苦シミ容易ナラザル事變ヲ暴起シタルノ後ニ発スルヲ見テ其ノ原因ヲ人民動揺ニ帰スル者ナキニ非ズ。若シ

世人ノ妄測ノ如ク減租ノ改革ハ人民ノ粉紼ヨリ出タリトスレバ、独り陛下ガ無限ノ仁慈ヲ拡充セザルノミナラズ、或イハ言ウ可カラザル妄測ヲ人民ニ及ボスコトナキニモ非ザルガ如シ。我輩安ゾ妄測者ノ迷離ヲ醒覚シ以テ聖旨ヲ拡充センコトヲ勉メザルベケンヤ。」

「我輩ハ決シテ今回ノ減租ヲ以テ人民一揆ヨリ原由シ来タレリトセズ。」

つまり、これは天皇陛下のありがたいお心で起こったのだ、決して百姓が一揆をやったから減租になったのではないのだ、そんなことをいう奴がいるということからとんでもない、という主張なのです。これは東京日々新聞の主張とも重なりますし、その他の新聞ともほとんどが重なっております。

そこでは天皇が減租を決意した理由としては、「一揆が起こる前に東北地方を巡幸して、その民衆が苦しんでいる姿を見たので、心を動かされて年貢をまけてあげたのだ」という筋道になっています。しかし事実は先ほど言ったように、大久保がこの一揆を受けて減租を行っているわけです。郵便報知新聞はそのことをある程度把握しています。しかし、他のメディアは寄ってたかってそれを潰しにかかっているのです。これが東京日々新聞と郵便報知新聞の論争、そしてそこに東京曙新聞が割って入っていった実態ということになるかと思います。

## 2 小新聞の一揆報道

一方、小新聞の一揆報道はどうかということですが、東京絵入新聞の記事を例に見てみますと、小新聞に見る一揆報道は、「暴徒」が士族の指導を受けて乱暴狼藉の限りを尽くしている、というのが基本です。東京絵入新聞の場合、12月25日号から12月29日号まで五日連続で、挿絵入りで東海大一揆の記事を目玉として掲載しています。25日の記事には、「東京へ出願するようだ」、「東海道を押登る」などという表現で、危機感を煽っております。12月26日の記事には、虚実取り混ぜた報道の中で一揆の暴徒ぶりを表現しました。その中で三重県庁が焼き討ちされて、三重県令も行方不明になっているという報道が出ています。これはデマ情報ですが、やはり危機感を煽る記事が続いているわけであります。

このようなごたごたが起こっている、またその中であちこち焼いて回っている、といった報道が中心ですから、米価安で百姓が困っているとか、地租改正に不満とかいうことは、あまり前面には出てこないわけです。何をやっているかということと、それが士族によって指導されているというシチュエーションで、記事が構成されているわけです。

同じように、小新聞の代表例である読売新聞を見てみますと、やはり東京絵入新聞と同じような報道の仕方をしております。大新聞と一番違うところは、明治10年になってからです。大新聞の方は、まだ一揆と減租との関係について「こうだ」とか「そうじゃない」とかという議論が続けられますが、小新聞の場合にはもう全く出てまい

りません。そもそも、減租に対する関心があまりないわけですから、あまり地租改正それ自体に対する興味は無いのです。一揆勢が暴徒になって東京に押し寄せたらどうしようか、大阪に押し寄せたらどうしようか、という危機感を煽るような記事が中心になっているのです。

ですから例えば大阪の小新聞の一つ、浪華新聞の記事を見てみますと、明治10年の1月の記事に「暴動もモウ静まりし丑の春」とあります。モウと丑年をかけているわけですね。また、「三重 愛知 岐阜あたりのごたごたは全く治まり昨今は土地も静かになりしよし」とあり、終わった終わった、といった感じです。一揆はもう去年で終わりなのだから、そういう嫌なことはさりと忘れて新しい年を祝いましょう、という論調が中心になっているわけです。そして、減租の詔勅をめぐる評価についての大新聞のような記事は、全く載っておりません。

## 3 雑誌にみる一揆報道

また雑誌にみる一揆報道について廣益問答新聞の「地租ノ減額」という記事を見てみます。この記事は、一揆の原因は米価の低落と人民の無知によるもので、政府や県に責任はない。けれども、天皇の「無量ノ恩蔭」によって減税された。したがって人民はこの聖勅を捧読して「感涙ニ咽ハサルモノアラヤ」と、大新聞と基本的には同じスタンスの論旨になっています。

風雅新聞というのは、新聞と書いてありますが月刊の雑誌です。風雅新聞は和歌をやる人たちのための趣味の雑誌ですが、庶民的な風雅新聞のようなものは、やはり暴動と天皇のありがたい政治というのを書いており、こういう点では大新聞との共通性が見られるわけです。

## 4 各地の新聞に見る一揆と減租

このような東京や大阪の大新聞・小新聞の論調は、地方で発行される新聞においてより極端な形で出てくる、というふうに言えると思います。

例えば、愛媛新聞は愛媛県の松山で発行されていた新聞です。その中に、「天山樵史記『老農の問答』』という老農と戸長の対話の形式をとった記事が掲載されております。明治9年は「七十年に三度となひ旱魃だ」とし、そのため石代納の苦勞を予感して心配する老農に対して、戸長がこう言っています。

此度おそれおおくも天皇様より勅書が下って地租が安くなる。「兼々拙者の説諭する如く 天皇様は百姓の難澁を其俶お見捨なさる訳は御座らぬ」

苦しんでいる農民のために天皇様は減税されたのだと、ということですね。老農が800万円から1000万円の減額というそれほどの損耗に政府が耐えられるのかと心配するのに対して、戸長は「行政改革によって損耗を引き受ける「仁恵の美政」なのだ」と答えた上で、東海大一揆について次のように語っています。

「茨城県三重県の如き竹槍を揮ひ席旗を翻し、減税

の御沙汰以前にもせよ「朝廷の御役人を侮り苟も天子の軍に抗し空く凶暴を逞し自ら刑辟に就く何等の不了見なるぞ」

つまり、三重県の連中は百姓一揆を起こした。それは、天皇のありがたいお心が下る前だったからそういうのを起してしまったのだ、もう少し待っていれば天皇のありがたいお心で減税になったのに、それを知らない不料簡でやってしまったから刑罰に処せられたのだ、と。だから、一揆の結果減税になったという認識がかけらも無いのです。減税になるのに何故一揆をやるのだ、という話になっているわけですね。

このような形の新聞報道は、例えば埼玉新聞の寄書にもあります。これは読んでいて、ちょっとむかつくときてしまった新聞ですが、その寄書の中にこういうことが書かれています。

埼玉県で減租の詔勅を祝って皆がお祝いをしている場面です。おめでたい年だと。「それに引き替えて今年の春、ゴタゴタやらかした茨城三重愛知岐阜などでは中々聖代の新年を祝する所ではなく、惨毒の中にひつそりとして居ましようが管内などは人民がお利口ゆえ此の太平を楽しむことが出来るのであります。」

誰のおかげで減税になったんだと、思わず新聞に向かって怒鳴ってしまったのですが、こういう論調で書かれているわけですね。

岩手県の日進新聞に出てくる記事を見ると、そういった減租を天皇の仁恵として祝うという奉祝行事が岩手県内の各地で行われていて、それを新聞が報道しています。

「同日第一大区十二小区日戸村では減租の仰出されは有り難いとて村社八幡宮へ村民残らず（九百人程）群集し…思ひ思ひに」踊ります。田植え踊りをやるだとかサンサ踊りをするだとか、そういった踊りで減租のお祝いをしています。

「また第十三大区五小区水沢駅でも学校の教員さんが国弊社駒形遥拝所にて減租の祝詞を奉り小学生は級毎に隊を分け」お祝いをしています。

「第十四大区七小区磐井郡衣関村の人民も村社白山神社へ参集し村吏神官を始め一同礼拝をなし祝辞を奉り、色々同説教をされると「部民一同感喜の涙を流して聴聞」しました。

このように、岩手県では減租の詔勅を天皇の恩恵ととらえるように県令から指示され、神社の拝殿や奉祝行事の励行が進められており、そしてそれを新聞が報道するという形になっており、減租の背後にある一揆は少しもその姿を現してこないわけです。つまり、東京の日々新聞と郵便報知新聞の間で論争された、一揆が減租をもたらしたという観点が押さえ込まれただけでなく、一揆が闇の彼方に追いやられて、「天皇や政府の人民に対する慈愛の心で行われたのだから、我々はそれを受け止めて有り難いと祝いましよう」という話にすり替わってしまっているのです。

せめて地元の新聞くらいもう少し良いことが書いてあ

るのではないかと、ということで三重新聞の創刊号である明治10年1月10日の社説を見てみますと、いきなり「暴民連」という記述があります。

「暴民連八吾曹社会ト齡ヒヲ同フセザル」つまり、三重新聞の記者と百姓一揆をやった連中は社会が違うのだということです。

また、「水火ト云ハンカ、雲泥ト云ハンカ」、「彼八国害ヲ醸シ」、「彼八人禍ヲ招キ」、「彼八百心ヲ以テ拳業ニ従事シ変心ヲ破廉恥甚ト思ハズ」、「汝暴民連八頑力陋力愚力痴力」と並べられ、最後はお前らは泥舟に乗っている狸だとまで書くわけです。どこの新聞なのかと思ってしまう。

このように地方新聞は、中央で行われていた減租と一揆の関連を否定するキャンペーンを、拡大するような形で定着させていく役割を果たしている、と見ざるを得ないかもしれません。このような一揆と減租の関連の否定は、各新聞の論調の中で打ち出されていきます。さらに一揆それ自体は、「暴徒」「暴民」として描かれることとセットになっています。こうして、東海大一揆の歴史的な意義というのは闇の中に葬られて、逆にその危険性ばかりが前面に出されてくるような認識が、我々の中に押し付けられていくわけです。

#### 錦絵など視覚媒体にみる一揆

##### 1 大蘇の三重県下頑民暴動之事件について

以上見てきた新聞報道のスタンスは、錦絵などの視覚媒体にみる一揆についての認識にも言えることではないかと思えます。まず最初に大蘇芳年の「三重県下頑民暴動事件」というものを紹介させていただきたいと思えます。よく歴史の教科書に出てくる錦絵です。この錦絵を県内で所有されている方も結構いると思うのですが、その錦絵の意味するところを読み解いてみるとどういことが言えるのでしょうか。

大蘇芳年は歌川国芳の門下であり、明治十年当時歌川芳幾と並んで錦絵界の第一人者でした。郵便報知新聞の挿絵をこの芳年が描いて、東京日々新聞の挿絵を芳幾が描いておりました。コレクターの間では「血みどろ絵」とか「妖怪沙汰」とか、そういったものの画家として知られているようですが、事件を中心とした戦争画などをよく描いている画家でもあります。

東海大一揆の絵は、『明治小史年間記事』という連作の錦絵として描かれています。『明治小史年間記事』というタイトルが付いた錦絵は他にもありまして、熊本県で起こった「神風連の乱」、山口県下で起こった「萩の乱」に続いて、この三重県の一揆が描かれています。そうすると、土族反乱 - 土族反乱 - 農民一揆というふうに我々は思うのですが、この農民一揆を描いたものを見てわかりますように、打ちこわしをやっている人たちがおり、真ん中に将机に腰掛けている「森田源之助」という男が軍扇で一揆を指揮している様子が描かれています。これは三枚続きの大判錦絵であり、右上に記事が載

っています。提灯には「愛知県」、「豊原村」、「飯野郡」、「山田村」と書かれているのが読めます。この錦絵には、東京の大新聞・小新聞などに載っている一揆報道に関する要素が、全て詰め込まれているのです。土族の指導ということ、頑民による打ち壊しということ、また舞台になった飯野郡・豊原村・山田村（宇治山田の山田なのかそれ以外の山田なのか判然としませんが）、さらに波及した愛知県が描かれています。また、東京の新聞報道の中に「伊勢神宮の元神官も参加している」という記事が出ていますが、それは「在天之心霊」という旗指物の表現になっています。それから、「桑名藩士族」「津藩士族」というのが出ています。大きな柱を持っているのが旧神戸藩士族です。このように土族連が出ています。背中を向けている男は懲役人です。「懲」という字が背中に染め抜いてあり、これは大矢知監獄を襲撃して懲役囚徒を脱出させたことが描かれているのです。また「米津村頑民」という表記がありますが、これは米津近傍で一揆が起こったという情報を入れているのです。雲出のあたりで最初の一揆が起こったという情報もあるし、飯野で起こったという情報もあるわけです。それを全部混ぜているのですね。ここで重要なのは、色々な一揆の要素を入れているということは、都市の民衆が受け取っている一揆のイメージがこの中に表現されているのだ、ということです。それはつまり、土族の指導と、その土族の指導に唯々諾々としてこき使われている無知な民衆、という構図になっていくわけです。

## 2 真匠銀光の「三重県暴徒一覧」について

もう一つの錦絵資料は、真匠銀光、別名安達銀光という錦絵画家の作品です。『三重県暴徒一覧』と右上に書いてあり、奥の方に津城が見えます。津の近辺で一揆の頭取が談合しています。ここにもやはり土族体の者と侠客風な男がいます。一般の百姓は警官に追われて逃げています。このような図柄です。また、この真匠銀光の三重県暴徒一覧というのはもう一枚ございます。これは、津市の坂口茂さんのコレクションを拝見させて頂いたものなのですが、これは明らかに桑名の図です。やはり一揆のリーダーらしき者が馬に乗って、若武者風に描かれています。一方武士や侠客体の者がいて、船の渡し守であろうと思われる者は何か言われています。一般の百姓たちは隅に描かれています。

## 3 『東国暴動記』と『戦争あほだら経』

次に『東国暴動記』という一枚刷りの記事があります。これも坂口先生のコレクションですが、東国暴動記は表が絵になっており、裏側に記事が付いております。その記事の内容と描かれている絵とが必ずしも一致しないのですが、これは大阪の版元で出されたもので、日章旗が描かれています。鎮台兵がやってきて、大砲が放たれたのか爆発するかして、一揆勢と警官隊が斬り合いをしているシーンです。斬り合いをしている一揆勢もやはり土

族、武士の格好で描かれています。

もう一つ坂口先生のコレクションで、「戦争あほだら経」というふうに私が呼んでいるものがあります。これは一枚刷りの、いわゆるあほだら経というものです。最初は熊本・山口の話から始まっています。

「エ>エ>おそれながらすなはちだんだん風のうはさに。へめぐり和尚が。となへあげます暴動のおこりは。明治九年。だい十月なる月八西やまかぜしつまって。たかいまくらでぐいと寝こんだ」

と続いて伊勢の話が出てまいります。ここに描かれている百姓一揆に参加する農民たちは、暴徒や土百姓と表現されていて、鎮圧部隊が来なければ色々な乱暴狼藉をはたらきます。しかしそれを陰で操っているのは土族、と言う形で描かれております。このように錦絵などの視覚媒体は東京や大阪で基本的に同じスタンス、同じ一揆認識で出されているのです。

## 4 伊勢暴動泥絵

以上の東京・大阪で出版された錦絵に対して、松阪市立図書館の郷土資料室に所蔵されている「伊勢暴動泥絵」というものがあります。8枚綴りで、いつ誰によって作られたのかは明確ではありません。『四日市市史』には大正年間の作成と書かれていますが、定かではありません。それぞれの場面が一揆のどのシチュエーションになるのかというのも諸説あるのですが、よく見てみるとある程度はわかってきます。

例えば最初の一枚は荒木野の屯集のシーンだと思えます。なぜなら、一揆勢の持っている提灯に「九ノ区」、「七ノ区」、「八ノ区」などと書かれているからです。これは度会県の区制が区・町村制というもので、旧三重県のように大区小区制をとらずに「何ノ区」と表していたことと符号します。それを見ていくと、荒木野に屯集している一揆勢と鎮圧隊のシーンだということがわかります。

また、8枚組の2枚目はおそらく県庁強訴のシーンだと思えます。というのは、建物の廻廊の部分が県庁のものに似ているからです。ただ、この三重県庁が新築されたのは明治10年、つまり一揆が終わってからですから、この絵が作成されたのは明治10年以降ということになると思えます。

3枚目は、四日市と松阪とで研究者の見解が違います。私は、これは四日市の開栄橋の争いの場面だと思うのですが、松阪の郷土資料室では津の岩田橋の激突だとキャプションをつけております。どうみても、侠客風の男が一揆勢をやっつけています。そういう話が出てくるのは四日市なので、四日市の開栄橋の争いだろうと思えます。また、4枚目は遊郭を襲撃した際遊女が逃げている様子です。四日市の高砂町に火をつけ、遊郭が丸焼けになっている事実があります。この泥絵のシーンは打毀しであって放火ではないのですが、おそらく高砂町の遊郭のシーンだろうと思えます。

5枚目は紛れもなく大矢知の囚獄場を襲撃して、懲役囚を解放しているシーンです。

6枚目は、松阪の郷土資料室では不明としております。しかしよく見てみると船で乗り付けていますから、私は愛知県の前ヶ須に上陸して鎮庄部隊と衝突しているシーンだと見ています。

7枚目は名古屋鎮台から鎮台兵が出発しているシーンです。

最後の8枚目は、重罪犯が名古屋裁判所阿濃津支庁において判決を下されるシーンだろうと思います。

これらを見てみますと、伊勢暴動泥絵というのは、東京や大阪の錦絵などに比べて東海大一揆の経過を極めて正確に反映しています。我々の認識としては、教科書に載るのであればむしろこちらを載せてほしいと思う次第です。このように錦絵や新聞などのメディアを見ていくと、それらの認識には共通するものがあったと言えるのではないかと思います。そういう共通するものに抗うような要素として、今の伊勢暴動の泥絵があります。

#### 県下の知識人の一揆認識

最後に、県下の知識人の一揆認識について触れておきたいと思います。佐々木弘綱が一揆について郵便報知新聞に寄稿している文があります。弘綱自身、この一揆がどうして起こったのかわからないと書いてありますが、「近隣の人々は皆付き随いやれど、弘綱は勤王の為とも里人の貢租に苦しむを助けん為とも更に分からねば、すすろに出べきようなしと家にひそみ隠れあるほどに」とあり、最後に弘綱らしく歌をつけてあります。

いつかたの いかなる人の いかにする わさとも  
しらて さわかしきかな

竹やりを 携へながら 国もせに よふた夜人の  
立さわくかな

竹槍という言葉を出しているけれども、「ドンと」突き出すわけでも「ちょいと」と突き出すわけでもない、といった知識人の視点です。

また、射和の竹川竹斎は、詳細な日記を書いています。一揆については非常に詳細なことを書いてありますし、一揆の後、参加者が捕らえられていく様子も詳しく書いてあります。竹斎は東京や大阪の新聞も購読していましたので、減租の詔勅も知っていたはずですが。しかしそのことについては一言も触れていません。農民一揆のおかげで減租が成立したということと言ってもよさそうなのです。しかし、そのことについてはいくら日記を見ても出てこないのです。思っていたかもしれませんが日記に書くことすら憚っていたのでしょう。そういう中で、唯一私たちの視点に近いと思われるのが、津市片田長谷場村の永谷助之丞による一揆記録です。助之丞自身はそれほど有名な人物ではありませんが、長谷場村の庄屋として、非常に筆まめな人間で色々な記録を丹念に掘り起こしております。現在、私と元ゼミテンの福浦さんと、短大職員の篠原さんとで、助之丞の記録を翻刻しており

ますが、それを見ていると、彼は物事の本質を非常に的確に捉えて描いています。その助之丞が記した「過去記」という記録、これは現物が今どこにあるかわからないのですが、『伊勢片田村史』や『日本近代思想体系』などに再録されております。ここで彼は鋭い天皇批判をしています。

「且天子モマタ人ノミ、其食ヲ喫スル匹夫ニ過ギズ。」

つまり、天皇と言っても人間であって、我々から取った年貢を食べているだけである。

「十一月廿日（新暦十年一月四日）朝廷諸国二令シ、地租ノ六分ノ一ヲ許ス。時他国ニ於テ之ヲ謂フ、六分ノ一朝廷ノ給フ所ニアラズ、勢国ノ人給スル所ト。」

地租の6分の1が減額になったことについて、他の国の人がかこう言っている。それは朝廷が我々に与えてくれたものではなく、勢国の人、つまり伊勢の国の人がか与えてくれたものなのだ。

その通りだと思います。

「今哉農民ヲ制スルニ冠髻ニ嚮フガ若シ。殺戮ヲ以テ先トナス。故ニ是ノ死傷ニ罹ル者幾千人。……死皆聚斂ニ基ク也。然ルト雖モ天下誰カ罰ヲ朝廷ニ加ヘンヤ。」

というところは、一揆によってたくさんの農民が殺された。年貢が重いから結果として死んでいくのだ。政府のやり方がまずいから死んだのだ。なのに、本当の犯罪者である政府を処罰するものがないといっています。

「傲然自恣也。民ニ税シ其ノ膏血ヲ浚フ、シカノミナラズ無限ノ兵役ヲ課ス。」

江戸時代は武士が兵隊だったから年貢を払っていた。しかし明治になって我々が兵隊にとられる。それなのになぜ年貢を払わなければいけないのか。

「而シテ売僧等ヲ令シ庶民ニ説キテ曰ク、王政維新也」

それなのに説諭、教諭と称して天皇の有難い仁慈を平伏して聞けということばかり言われる。

「蓋ゾ朝旨ノ国恩ニ奉体セザル。然シ民ノ活計ニ於テ切迫ヲ免ズル莫シ。民ノ悲歎ヲ拒ミ告道ヲ塞グ、斯ノ若キハ下民ノ悲愁誰ニ向テカ之ヲ訴ヘン。故ニ強訴ノ事起ル。是時二当り租ノ六分ノ一ヲ許サズ、天下ノ民皆奮起シ帝位危シ。幸ヒ先ヅ速ニ租ノ減ヲ行フハ、頗ル民ノ瞋恚ヲ防グニ足ルノミ、何ゾ王政ト謂フ哉。」

百姓一揆が起こって6分の1の減租をした、というのは当然である。しなければもっと一揆が起こるのだから。要するに、天皇の恩恵でも何でもないのである。

まさにそうであると思います。しかしその助之丞の声は、我々皆に共有されるものとなってきませんでした。

おわりに - なぜ「竹槍でドンと突き出す二分五厘」が産まれ、広がったのか？ -

助之丞と埼玉新聞の間には、埋めがたい距離があるということを感じます。明治10年の減租の詔勅というのは、県境を越えるような茨城一揆や東海大一揆と西郷らとが結びつけば政権が転覆される、と恐れた大久保によって出されたものです。その意味では、助之丞の観察は

まさに正鵠を得ているし、「竹槍でドンと突き出す二分五厘」というのは、いかにも適切な表現だと思います。しかし、明治10年代の民衆は、そういった狂句を作り出してはいませんでした。「ドンと突き出す...」というような幻想の狂句に込められた自らの力に確信を持って、闘いの成果としての全国的減租を誇りとする表現は、助之丞のように表には出せない内側の怒りの表明としてしか存在していなかったのです。

東京の民権派の知識人の編輯にかかる大新聞は、郵便報知を除けば減租の詔勅を一揆の成果と見ることも拒否しています。各地の新聞もそれをさらに進めて、天皇自身の仁慈の善政として言祝ぐことを民衆に慫慂しています。より庶民的な編輯にかかる小新聞や雑誌の論調は、そもそも一揆に対して否定的でありました。そこでは、一揆がそれ以上拡大せずに終わったことを喜び、減租それ自体に対しては大きな関心を示していません。

また、大新聞の読者たちの中には、「竹槍」を主題とする狂句をものする者たちがいました。しかし、そこで語られるのは「一寸突き出す」とか「先をさわる」とかする民衆であり、英雄的に「ドンと突き出す」民衆ではありません。その狂句に出てくる民衆像は、埼玉新聞が自分たちは「お利口」だが三重県の農民は「惨毒」の中にいると揶揄したのと共通する認識を感じ取れるようにも思えます。しかし、そもそも大新聞は、「ちょっと」や「先をさわる」といった表現にさえかみついて葬り去ろうとしてきました。

こうしてみると、僅かな地域の民衆のくぐもった「竹槍連」を称揚する声は、都市や各府県の新聞記事や読者たちによって「明治天皇の仁慈」にすり替えられ、それが定着することで、「伊勢暴動」という暴動史観を支えることになっていったのだらうと思います。そのようなすり替えを打ち破る上で大きな意義があったのが、「竹槍でドンと突き出す二分五厘」の狂句だったと言えるでしょう。しかしそういう意味では、「ドンと」でなくとも「一寸突き出す」のでも「先にさわる」のでも、充分革命的で

だとするなら、「伊勢暴動」という表現は当然変更すべきでしょう。ある意味で近代日本社会の枠組みを作り出したこの一揆を「一揆」という言葉で語り、最後にして最大の百姓一揆としての姿を我々自身の手で覆い隠すべきではありません。したがって、この一揆を「東海大一揆」と呼ぶことこそが128年前の今日竹槍をかざして立ち上がった民衆に対して私たちがなし得る僅かながらの顕彰ではないでしょうか。

(司会)

それでは、三重大学の西川先生の方からコメントを頂きたいと思います。西川先生について簡単にご紹介いたしますが、現在三重大学人文学部教授で、ご専攻は近代の政治史です。三重県史・松阪市史・四日市市史・明和町史など、三重県下の地方史の編さんでも多くの業績を

残しておられます。それでは先生、宜しくお願いいたします。

(西川)

二週間ほど前にお電話で「コメントを」というお話を頂いた時には、いいですよと軽く引き受けました。と言いますのは、三年程前に鳥羽で全国の主に小中高の先生が集まる歴史教育の学会があって、茂木先生が今日のお話のポイントを報告されました。名称の問題と「ドンと」というお話です。「ドンと」というのは、私もそのように思いこんでいたしこれまでもそう書いてきたので、目から鱗が落ちるような思いでした。その時は今日のお話ほど広く深く探せていなかったと思うのですが、農民の立場ではなく、初期の士族などの傍観者の立場から「ちょいと」という言葉を使っていると拝聴しました。

茂木先生の今日のご報告ではもう少し深く入っていて、「ちょいと」でも同情の意味が込められていたということ、また、減租の詔勅が出た後で評価が変わったと言いますが、減租はこの運動の結果行われたものではなく天皇様のお恵みで行われたといった論調が出てきた、ということまで紹介されました。証拠も挙げて説明されると、なるほどそこまでどうして考えなかったのだ、ということになって思います。

ただ、これについてはまだ調査する余地があると思います。僕自身、茂木先生のお話を聞いた後高知県の自由民権博物館に行った時に、大阪の新聞をマイクロフィルムで撮ったものを焼き付けたものが置いてありまして、明治10年の頭のころを見ていると確かに伊勢暴動が報道されていました。しかし僕の場合は読みっぱなしで、そこで「ドンと」とか「ちょいと」とかに気をつけて読むということはしておりませんでした。おそらく東京よりも大阪方面の新聞のほうが、出てくる可能性はあるのではないかと思います。

一週間前に茂木先生とお話した時には、やはり「ドンと」の最初の提案者は大林先生かな、ということだったのですけれども、今日午前中、この交流集会の準備をするために本を読んでいましたところ、大林先生の1961年の著述よりも少し前に、県外の方が書いたものに「ドンと」という言葉を見つけまして、ここに来て初めて茂木先生にお知らせしました。県立図書館へ行って大林先生が書いた本の中にも無いかと見たのですがすけれども、茂木先生は当然調べていらっしゃるし、ありませんでした。ですから、「ドンと」という言葉がもう少し遡る可能性はあります。

戦後の歴史の研究においては、民衆の立場や革新の立場に立った研究会や本が増えていましたから、1960年安保の前後の雰囲気から見れば、そういう表記が出てもおかしくないと思います。ただしそれが誰かの創作なのか、密かに言い伝えられて皆の目に付くようになった形で文章になったのが60年頃なのかということは、まだ調べる余地があると思います。僕などはそうであって当たり前

だと思っていましたので、疑うこともなくそういう表記を使っておりました。これからは私も少し探してみたいと思います。

お話のように、東京あたりの新聞でということよりも、あるとすればもっと別の所で出てくるかな、と思います。今日の最後のところに、片田の元庄屋の文章や射和の竹川竹斎のお話がありましたが、地方のインテリが密かに日記に書き留めた物などから、他にも出てくるのではないかと思います。ただし直後はともかく間をおきますと書くきっかけがありませんから、あるとすれば明治10年代末の「困民党」が騒がれた時、または大正時代の米騒動やデモクラシー運動の時あたりに、そういったものが関連づけてメモされているかもしれません。

私の場合は、自由民権運動研究をする立場から地租改正や東海大一揆を見るので、茂木先生の、近世の一揆の最後のものとして東海大一揆を見るのとは少し違っているかと思えます。「草の乱」という映画がありましたが、1970年代ぐらいまでの自由民権運動の研究で言えば、土族の民権から始まって、国会開設要求運動をするような時期である明治13年～14年には豪農が参加しますが、「明治十四年の政変」ということで十年後に国会を開く約束を受けた後は沈静をしており、秩父事件などは貧農民権ということで、1970年代までの研究ではこの一揆が自由民権運動の一番発達した姿だという評価でした。しかし近年は全く変わってきており、むしろ穏健で実現の可能性のあるような民権運動、改進黨系だとか、都市のインテリとかの民権運動の研究がさかんになってきております。

三重県でも北勢の方のある方の日記の中に「放火をするぞ」というビラが貼られた、と書かれたものがあるということです。ということは、具体的な運動とはなっていないなくとも、三重県にも不穏な雰囲気はあったのかもしれない。そういう時であれば、わずか10年も経っていない記憶ですから、そういう歌が密かに民間に残っていたとすれば書き留められるようなこともあったかもしれません。また米騒動というのは三重県でかなり大きく広まっていますから、記録が出てくることもあるかもしれないと思います。

もう一つは名称についてですが、私も積極的な意味ではないけれども、「いわゆる」という形で、これまでずっと「伊勢暴動」という言葉を使ってきました。よく知られているということもあります。教科書のご紹介もありましたが、一般的に教科書というのは「地租改正反対一揆」と表記しています。これは、三重県だけを取り上げているのではなくて関東なども取り上げていますので、全体を総称して「地租改正反対一揆」という表現をしているので、三重県ということに限定する時に、はたしてどう呼ぶかということになります。そういう意味で言うと、消極的な理由で「伊勢暴動」という言葉を使ってきましたけれども、今日のお話を伺って、「東海大一揆」と呼ぶことに基本的には賛成いたします。



しかし、「伊勢暴動」が南と北で動きが違うということはかなり前から指摘があったわけです。三重県の地租改正に関しては、大江志乃夫さんという方が名古屋大学にいたときに三重県の調査をして書かれて論文や本になっており、従来の考え方がそこにあります。県内で言うと、『三重県警察史』というものに詳しく書いてあります。これは山本さんという警察官の方が、最初は趣味から始めた歴史研究を一生懸命されて書かれたものです。また『松阪市史』の「伊勢暴動」のところもこの方が中心になって書かれています。この方も、一志郡より南と北では様相が変わってくることや、南側は従来型の一揆の姿であるということは言うておられるのですが、北については評価が難しいところです。茂木先生の場合はむしろ北の方の一揆を取り上げて、県域を越えて、場合によっては東京まで押し出すようなかなり先進的な一揆だと評価しているわけですが、私はそれにはまだクエスチョンを持っているところです。

というのは、運動をする場合の目標や組織といった問題があります。暴動というのは自然発生的なものであり、そういうものは無いということではよいのですが、一揆には指導者がいるだろうと思います。元懲役囚の大塚源吉にしても、茂木先生によると、大塚源吉が「この問題は県庁に行っても片が付かないから東京へ行った」と証言したという裁判の記録があるということですが、どうして懲役囚であるような人間が、しかも地元の人でない人間からそういう発想が出るのかということについて納得していないわけです。当時、絵でも噂話でも、松阪では「紀州藩の士族が指導者だ」という噂が流れ、北の方でも「鹿児島藩士族である」と噂されたとあります。だから、一般の民衆から見たら、やはりこういった運動には旧士族や地元の有力者などの指導者がいるのだ、という噂が流れているのです。彼も名乗っていたということで

すから、そういうことがやはり運動を広げる上で有効だったわけです。しかし、地元の庄屋などであればこういった租税の問題を理解した上で解決に導く立場にあると思うのだけれど、このならず者の大塚という男がいかにしてそういうことを考え出したのかということについては疑問に思います。多分今ある裁判書類だけでは解決しないと思いますので、指導の問題等含めて意図的に愛知県・東京へと運動の質を本当に求めていったのか、ということに関して今後研究されてはと思います。

「ドンと」に関しては、私としては、大林先生が初めて書いたのだということは残したいと思っております。先生は今年の夏に亡くなりましたが、三重県の近代の歴史について研究する方が非常に少なく色々指導してもらったりしていたので、茂木先生がこの研究でホームランを打たれたとすれば投げたピッチャーも記録に残る、ということで、「ドンと…」ではないのだという時には大林先生の名前も残って欲しいと思います。

また、今日茂木先生は新聞や絵を使っていらっしゃいましたが、これは近年の歴史研究の方法ということで少し触れておきたいと思います。僕たちの学生時代・大学院時代というのは、「客観的事実があって、それをちゃんと把握できる」という認識論でやってきました。ところがやはり今は歴史学の中で色々揺れているわけです。客観的事実などというものは無く、結局皆がどう認識するか、書き残すかということで、これは相対主義ということになります。例えば、戦争を「侵略戦争ではない」という主張も根拠があるのだという論法を使った人たちはそう言うわけですが、私は客観的な事実を完全には把握できないと思うのですけど、それでもその時その時により説得力のあるものはあるというか、より多くの人を納得させるものがあると思います。人の目を通して事実をどう把握するかということですが、全部同じでどういう見解も対等だと思っただけではなく、やはりより有力で多くの人が納得する説とそうでないものがある、という立場に立ちます。そういう立場に立つ時、文字資料だけで認識するということは不十分だという考え方が、中世史研究から広がってきています。近世、現代では情報がもの凄くあるわけです。それで言うと絵や写真など、私などは全然研究の対象にもしなかったものもあります。例えば錦絵などにしても、私などは「現場を見たことがない東京の人が錦絵を描いたところで正確な事実を描いていない」ということで終わっており、研究に使おうとは思わなかったのですけど、問題はあったとしても当時の人々が一揆をどういう風に認識していたのかということが、絵や新聞によってよくわかるわけです。方法や材料、手段もあり、今は非常に色々な角度から広く見て考えられるようになっており、茂木先生もそれに精力的に取り組まれるということで、大変感心いたしました。以上です。

(司会)

どうも適格なコメントをありがとうございました。それでは茂木先生の方から、5分程度に限りませんが、関連して補足などがございましたらどうぞ。

(茂木)

「ドンと」がどこまで遡れるのか。ということで、今日いきなり1954年があると言われて、私の報告が台無しになるのではないかと思ったんですけども、自分自身としてはやはり明治時代の民衆に言って欲しいのです。だから必ずどこかにはあるはずだと思ってずっと探すのですが、探している内に先ほど報告したような新聞の記事や錦絵などを見て都市の民衆や知識人は言わないだろうな、と思いました。では誰が言うのだらうということですよ。助之丞のような人が狂句を作れば出てきたのかもしれない。そうすると、西川先生が言うみたいに、地方でそれを見て実際の地域の状況との兼ね合いの中で出してくるというのはあり得るかもしれない。実際、朝野新聞の「竹槍の先が尖りて二分五厘」というのは、「竹槍の先を触って」という記事を見た青森県の人達が、自分たちの状況と比べる中で出した、という可能性はあるだろうと思うわけです。だから、今後も探し続けて民衆の自己表現を見出したいという気持ちはあるわけです。これを始めたのも、大林先生がでっ上げをしたなどというつもりは無く、絶対あるはずだと思ってのことでした。今までは1961年が一番古いと言われていたのが、今日1954年があるということでもっと古いとわかったのですから、もう少し前まで遡るかなと思います。そういう意味では、大正デモクラシーや米騒動、あるいは激化事件の時などに出てきてもよさそうだという気もいたします。それは引き続きさがし続けていきたいと思います。

もう一つ、土族的要素の問題ですけども、私が北の方の一揆を評価するのは、近世の百姓一揆の限界を突破しているからです。これが百姓一揆だとするならば、ですが。しかし大江志乃夫さんなどはあまり北を評価していません。というのは、南の方は指導者のもとで団結し要求を伝え統制の取れた行動をとっています。しかし北の方は懲役囚がいたり放火をしたりする一方で、要求を綱領化しつづけることもせずただ騒いでいるだけではないか、という状況だからです。いわば行動が拡散してしまっただけでまとまりが無いのです。しかし私はそれがその時の一揆なのだと思います。明治5年から6年に、中央集権化政策の一つの表れとして、明治政府は一揆絶滅体制をとっています。それまでは一揆の首謀者を処刑するには司法省の判断が必要だったのを、大蔵省の出先機関である県令が勝手に死刑にしてよい、裁判無しで勝手に処罰してもよい、ということになりました。さらに江戸時代の一揆なら、参加しただけなら「きつとお叱り」ということだけだったのを、罰金を取られるようになったのです。そのように、一揆を絶滅させてそのかわりに行政裁判制度を導入して調和を図っていくという中央集権的な方向は、百姓一揆とは相容れない統治の仕組みです。



百姓一揆という形での異議申し立てや、それを組み込んだ社会秩序は無くなるけれども、中央集権的な支配ではない、日本型の地方自治が出てくる原動力となっているということに、「最後の一揆」の意味があると思います。これが最後であるというのは、それに代わる秩序の組み立て方というものが地方議会を中心にして出てくる、つまり町村会や府県会などが出てきて新しい社会的なシステムができていくのだ、というふうに見た時に、近世の百姓一揆から繋げていきたいということです。だから北を評価するわけです。その時に、一揆であるからには指導層が必要だということ、また参加している者もそういう人を求めている、ということは確かに言えると思います。大塚源吉にしても、裁判の口供書によれば、自分自身は指導者になろうというつもりは無かったが、金品を強奪し一揆勢とバイバイして東京で楽に暮らそうとする度に一揆勢に引き戻されていた、ということです。つまり、一揆勢がリーダーを作り出していくのです。土族的な指導層が必要であるから土族でない者を土族にする、という側面はあります。大塚にはそれに応えうる要素があったのだらうと思います。

興味深いのは、大塚源吉が長村鹿之助という名前を取り調べにおいて語ったこととして、父親は幕末の新徴組の隊士であり、大塚源吉自身も新徴組に入って戊辰の闘いで幕府側について戦った、という記事が朝野新聞にあります。ここで言う新徴組が清河八郎の新徴組なのか新選組の間違いなのかはわかりませんが、そのため幕府に対する恩義がある、というような記述があります。長村鹿之助というのは大塚源吉の使っている変名なのですが、その記事に書いてあるその他の部分を見ると、源吉の口供書とほぼ同じなのです。そうすると、源吉自身が新選組と関係があったのかどうか、という話になりますが、新聞情報などを調べていくと、土族的要素の一つとして出てくるのかもしれない。だからといって、土族として百姓一揆を指導しているとか土族反乱の手段として使っているというふうに見るべきではないと、私は思っています。

江戸時代の百姓一揆は惣百姓一揆で、そういう形態をとっていないけれども、それは百姓一揆の一つの発展というのか進化というのか、段階の問題だらうと思います。それは国家権力の在り方との対応で出てくるわけですから。このように思っております。お答えになっていないかもしれませんが。

もう一つは方法手段の吟味ということです。別に、中世史に伍して視覚資料を、というつもりはなかったのですが、最初は大蘇の錦絵を見ながら、色々な要素を取り入れて自分なりに消化してイメージを描いて作っているということを感じました。絵を見ればわかりますが、真匠銀光と大蘇芳年とは全然違います。やはり大蘇の方は、絵が上手という意味で天才だと思います。さらに作画も色々な要素を入れているというところを見ていくと、やはり視覚メディアから読み取れる情報というのは

随分色々あります。ただ嘘やでっち上げもあるので、それを如何に腑分していくかというのは、文字資料や背後にある歴史の本質を見ていくことが必要だと思います。というのは、結局新聞だけ見ていたのではどうしても「減租の詔勅は天皇の慈悲だ」という話になってしまうわけですから、新聞や視覚メディアにあまりに近寄りすぎれば相対主義的な認識に陥ってしまうというお話は、その通りだと思います。だから常にそれを見るための基準というものをしっかり持った上で腑分けをするということが必要なのだと思います。

(司会)

あと十五分程しかありませんが、ご意見・ご質問があればどうぞ。

(倉田さん)

郷土資料刊行会の倉田でございます。一揆については早稲田の深谷氏が研究しておられる本を集めております。また、私は香良洲町史を書いております。そこでは明治4年・5年に起こったこの一揆の前哨戦についても取り上げていますので、ご覧下さい。私が十数ページ書いております。

それを前提にして、一揆は南の櫛田川沿岸から始まっております。先ほど先生が見せていらっしゃる一揆の絵に「米津」が、また資料中に高茶屋・雲出・島抜・矢野などの地名がありますが、その民衆はいわゆる農民です。藤堂藩には「四ツ成り」という制度がありました。米十俵の内その四割を藩に出すという制度なのですが、それが「五ツ成り半」に上がったというのが一揆の原因になっています。

私の曾祖父は慶応以前の生まれです。私は現在84歳ですが、旧制中学の頃に曾祖父からこの一揆の話を知っていません。津の山ノ世古に野呂さんという方、米問屋の「セ



キリ」さん・岡さんという方がみえますが、これらの米屋が農民の米を集めたところ、香良洲・米津・高茶屋等の住民が一揆を起こすことになりました。私の曾祖父も参加しています。

これはもちろん藩の政策に対してのものですから、農民と農民の問題ではないのです。先ほど言いましたように「五ツ成り半」の米を取ったと言うのが原因で起こったのです。今言いましたような櫛田川沿岸というのは、藤堂藩の領地です。

その他詳しいことは曾祖父から聞いているのですが、まだ活字にしておりません。今言いました香良洲町史をご覧になってください。明治4年の、一揆が始まる前のことが書いてあります。ご承知のように早稲田の深谷氏は久居の出身で、寛政一揆について書かれた卒論を印刷させていただいております。私は大学で民俗学を専門にし、そういった消えていく資料を収集したり文字で書かれない庶民のことを調べたりしていましたが、先生の貴重なお話を聞かせていただきまして有難うございました。

(司会)

どうもありがとうございました。時間の関係もありますのでまとめて茂木先生にお答えいただくということで、他にご意見ご質問ございませんか。

(山口さん)

山口と申します。歴教協で先生のお話を聞かせていただいた時に「ドンと」ということの出典と問題要素について、びっくりと同時に思いこんでしまっていたという状況を知りまして、非常に興味深く聞かせていただきました。

「伊勢暴動」という言葉はやはり官の側の言葉なので、「地租改正反対の一揆」というような形で取り上げております。今、先生の「東海大一揆」という言葉を新しく聞かせていただいて、さらに考えてみたいと思っております。

この報道の動きの中で、山田の師範学校が焼き討ちされていますね。やはりあれは官ということで焼き討ちさ



れたのでしょうか。それ以外に対象になる理由は無かったのではないかと思うのですが。

また、北勢の方で、阿下喜の庄屋の家に柱に刀傷が残っていて、今も大事にされております。そういうものは、もう少し探してみたら他にもあるのではないかという気がします。

私が岐阜の方で郡上一揆についての資料を見せてもらったときに、大きな石碑がありまして、そこには民衆の蜂起を「義民」と書いてありました。早馬瀬の堤防のところにもそういった石碑でも建てたらいいのでしょうか、何も無いというところに三重県の歴史認識への弱さというようなものを感じております。そういったことも含めて、もしよろしければ先生のご感想を聞かせていただきたいと思います。

(司会)

もう御一方ございませんか。

(辻さん)

『伊勢暴動から東海大一揆へ』というタイトルですが、東海大一揆というのは今まで呼称されていたものでなくて、茂木先生が考えられた新しい名前なののでしょうか。

(司会)

他にはございませんか。

(広部さん)

広部と申します。私は「伊勢暴動」それ自身についても今日初めて知ったのですが、こういうことがあったのだなということを知ってびっくりしました。お訊ねしたいのは、他の地域ではなくてなぜ伊勢でこのような大きな動きが現れてきたのだろうか、ということです。また江戸の頃にもこの地方に一揆というものが起こっていたかということも知らないで、昔からそのようなことがあって「東海大一揆」という大きな暴動になったのかどうか、その辺を教えていただけたらと思います。

(司会)

では一度にまとめて、ということでお願いします。

(茂木)

山口先生からのお話では、県内の色々な資料や史跡をもっと調べていくことによってこの一揆の持っている広がりや具体的な姿をさらに明らかにすることができるのでは、ということで、その通りだと思います。今回は県外の資料を中心として県外の人々がどう見ていたのかということを考えてみたのですが、本来はそれをやっていくことこそが必要なのだと思います。義民の顕彰碑についてですが、明治時代になってから起こる一揆というのは基本的に義民を生み出さないものであります。なぜかと言えば、義民ではなく「国賊」になるからです。国家

に反逆するということになるわけです。江戸時代の一揆は、申し上げたように誰かが犠牲になって要求を通していくのですが、明治時代に地方で一揆が起こってもそれは通らないのです。県庁に対して強訴をし、県庁の役人が「年貢をまけます」という書き付けを渡しても、一揆が終わるとその書き付けは回収されてしまいます。松阪近辺でおこったものもやはり要求嘆願書を出すのですが、東海大一揆が終わると県はそれを返却しました。返却というのは、民衆の側から「戻してください」という嘆願を出させるわけです。そういう形で、処罰された者は刑法犯ということになります。明治17年の秩父事件自体も、地元の研究者の方々が最初に秩父の色々なことを研究し始めた頃は、多くの遺族・子孫の方々がそういった話はしてくれるなということを言われました。つまり、御上にたてをついた暴徒なのだから、あまり過去のことを表に出したくないということでした。しかし地域の研究が進むことによって、それが歴史の中でどういう意味を持つのかということをも多くの人が理解するようになっていって、顕彰運動が起こるようになりました。私は「顕彰運動が必要だ」というふうには思わないのですが、実態が明らかになることによって、それに対して意味づけを与えたり誇りを持ったりする中で、顕彰碑が生まれるというのはあり得ることだと思います。ただその前提として、もっとよく知らなければならぬと思います。埋もれていた部分を掘り起こしていく必要があるだろうと思います。そうやってこそはじめて、櫛田川の岸辺に顕彰碑が建つのかなという気がします。

また辻さんから「東海大一揆」の根拠は何なのかというお話ですが、私は自分で付けたつもりだったのですが、教科書を見ていたら過去に一つだけ「東海大一揆」と書いてあるものがありました。「三重大一揆」というのが日本書籍にあります、別の所のキャプションに「東海大一揆」というのがありました。しかし全くそれは広がらなかった。私自身としては、三重県・愛知県・岐阜

県と展開しているところに意味があると思っています。その3つを合わせるとということで「東海」ですね。私としては、県域を越えた一揆だということに時代性・段階性を見出したいので、伊勢でもない三重県でもない、と言いたいのです。

三番目に、なぜ伊勢で起こったのかということについてです。ここが一揆の伝統があるのかと言えば、江戸時代には伊勢は百姓一揆が非常に少ない所でした。この近辺では美濃・三河が一揆の発生件数が多い所ですが、伊勢・志摩・伊賀などはあまり起こらないところです。貧しいからとか豊かだからとかということではないですが、伝統としてはあまり無いわけです。津藩の寛政大一揆は有名ですが、津藩でもそれほど起こっているわけはありません。ただ、近代になると明治4年に伊賀で大きな一揆が起こっています。近代になると一揆の多発地帯になってくるように思います。それはやはり明治国家のとしている政策の枠組みが近世的なものとは大きく違って来るため、近世的な秩序の中で安定していた地域ではやはり動揺が生じてくるのだらうと思います。ただ、それでもなぜ三重県かということになると、今のところは必然的な要素はよくわかりません。同じような状況は全国どこでも有ったはずなのになぜここなのか、ということとはわからないのです。先程西川先生が仰言った指導者の問題というのがあるのかもしれない。それは今後の研究課題にさせていただきたいと思います。

(司会)

それでは、ちょうど時間もまいりました。本日は講師の茂木先生、コメンテーターの西川先生どうもありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第29回地研研究交流集会を終わらせて頂きたいと思います。本日はご参加ありがとうございました。

## 【受入図書一覧】

本研究室で平成17年1月以降に受け入れた図書は次の通りです。

書名	筆者名
階層別・江戸の暮らしがわかる本	竹内誠 監修
公害自主講座15年	宇井純
国保担当者ハンドブック〔改訂9版〕	(社)国民健康保険中央会 監修
Wassily Leontief and Input-Output Economics	Erik Dietzenbacher Michael L. Lahr
図説高齢者白書 2004年度版	三浦文夫 編
社会生活統計指標 - 都道府県の指標 2005	総務省統計局
保険と年金の動向 2004年	(財)厚生統計協会
地方交付税制度解説 平成16年度(補正係数・基準財政収入額編)	地方交付税制度研究会
高齢社会基礎資料 '04-'05年版 (CD-ROM付)	エイジング総合研究センター 基礎資料編纂委員会
伊勢年鑑 2005 平成17年度版	伊勢新聞社
財務省職員録 平成17年版	(財)大蔵財務協会
文部科学法令要覧 平成17年版	文部科学法令研究会
地域経済総覧 2005年版 (CD-ROM付)	東洋経済新報社
家計調査年報 平成15年(単身・総世帯)	総務省統計局
地方財政の研究	河野惟隆
地方交付税<地方自治総合講座8>	丘谷芳康・横山忠弘・小宮大一郎
地方分権と行財政改革 - 龍谷大学社会科学研究所叢書 第35巻	寺田宏洲 編
地方財政改革〔自治体改革 第8巻〕	神野直彦 編
地方財政改革の国際動向〔日本地方財政学会研究叢書〕	日本地方財政学会 編
地方分権と財政責任	日本地方財政学会 編
現行都市計画六法 第5巻(加除式)	国土交通省都市計画課 監修
地域社会で支える精神障害者の就労訓練	立石宏昭
社会調査方法論	中道實
日本都市年鑑 2004 vol.62	全国市長会 編
文部科学統計要覧 平成17年版	文部科学省
日本子ども資料年鑑 2005	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所 編

### 編集後記

大変遅くなりましたが今年度第1回研究交流集会の報告をお届け致します。「伊勢暴動」を「東海大一揆」という表現にこの三重の地から言い改めることにより、減租要求のためになされたこの運動を再評価する契機とすべきであるということ、権力・媒体としてのメディア・民衆の認識の関係性から解き明かそうとする報告内容に、参加いただいた聴衆の方々が聞き入る姿が印象的でした。奇しくもその決起から128年目の12月18日に研究交流集会を開催することができたことは地研研究室的誇りととっても過言ではないでしょう。引き続き、来年度の地研の研究活動にご期待ください。(K)